

## アクアクララ株式会社と

# 「災害時等における飲料水の供給及び平時における地域防災力向上のための協力に関する連携協定」を締結しました

このたび、災害時の飲料水の確保および平時における地域防災力向上を目的に、アクアクララ株式会社と「災害時等における飲料水の供給及び平時における地域防災力向上のための協力に関する連携協定」を締結しました。

### 1 締結日

令和7年3月24日

### 2 協定の概要

- (1) 災害時等の飲料水の供給協力
- (2) 平時における地域防災力向上のための協力



↑ 締結式の様子

左：藤井 代表取締役社長

右：高坂 危機管理監

### 3 添付資料

災害時等における飲料水の供給及び平時における地域防災力向上のための協力に関する連携協定

#### アクアクララ株式会社

(所在地：東京都港区港南一丁目6番31号 品川東急ビル4階 代表取締役社長：藤井 靖之)

アクアクララ株式会社は、全国約50か所の製造工場において飲料水を製造し、自社配達による清涼飲料水製造・宅配事業を展開しています。

#### お問合せ先

総務局緊急対策課担当課長 吉川 尚徳 Tel 045-671-3457



**GREEN×EXPO 2027**  
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



## 災害時等における飲料水の供給及び平時における地域防災力向上のための協力に関する連携協定

横浜市（以下「甲」という。）とアクアクララ株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）時等における飲料水の供給及び平時における地域防災力向上のための協力について、以下のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定の目的は、以下の各項のとおりとする。

- 2 横浜市において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う飲料水供給の要請に関し、その手続等について定めること。
- 3 平時から実施する、地域防災力向上のための協力（飲料水の備蓄に係る普及啓発活動等）について定めること。

### （飲料水供給等の要請（第1条第2項関連））

第2条 甲は横浜市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、飲料水の供給が必要であると認めるときは、乙に対して飲料水の供給等の支援協力を要請することができる。

### （飲料水供給等の実施（第1条第2項関連））

第3条 乙は、甲から前条の要請を受け、これを受諾したときは、飲料水の供給等の支援協力について速やかに対応するよう努めるものとする。

- 2 前項の規定において、甲は、乙の委託先、関係者との契約上の制限又は業務上の制約等により乙の協力が困難な場合があることを考慮するものとする。
- 3 甲は、乙による飲料水の供給等の支援協力が円滑に行われるよう、輸送ルート of 被災状況に係る情報提供等の必要な支援に努めるものとする。

### （飲料水供給等の業務の範囲（第1条第2項関連））

第4条 甲が乙に支援協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 飲料水の供給
- (2) 甲の指定する場所への飲料水等の輸送
- (3) 積降ろし、設置
- (4) その他、甲と乙の協議により実施する業務

### （飲料水供給等の要請の方法（第1条第2項関連））

第5条 甲は、第2条の飲料水の供給等の支援協力が必要であると認めたときは、乙に対し、別紙1に定める「飲料水の供給等の支援協力に関する要請書」により支援協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、事後に要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、乙が可能と認める範囲において、当該要請に基づく業務を行うものとする。なお、協力ができないときは、速やかに、その旨を甲に伝えるものとする。

### （飲料水等の引き渡し（第1条第2項関連））

第6条 甲は、原則として甲の指定する場所において確認の上、乙から飲料水等の引渡しを受けるものとする。

### （業務報告（第1条第2項関連））

第7条 乙は、第2条に基づく業務終了後、別紙2に定める「災害時における飲料水等の供給完了通知書」により、速やかに甲に実施した業務内容を通知する。

(経費の負担 (第1条第2項関連))

第8条 本協定に基づき、乙が業務の遂行に要した経費は、甲が負担する。

2 甲が負担する経費は、災害直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(請求及び支払い (第1条第2項関連))

第9条 乙は、業務終了後、前条に定める経費について、飲料水提供等の実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

2 甲は、請求を受けてから、前項の内容及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)等に基づき、遅滞なく、乙に支払うものとする。

(地域防災力向上のための協力 (第1条第3項関連))

第10条 甲及び乙は地域防災力向上のため、以下に示す各項目を協力して実施する。

- ① 乙の平時業務での配送ルートの活用や各種イベント時における、飲料水備蓄等各種地域防災力向上に資する普及啓発活動
- ② 子育て世帯が多く利用する施設へのウォーターサーバーの設置(災害時の即時体制の構築)、啓発ツールの設置・掲出
- ③ 甲が計画する屋外での訓練などにおける、ウォーターサーバーの設置
- ④ その他、甲と乙が協議し、合意した取組

(防災訓練への参加)

第11条 甲は、乙に対してその主催する防災訓練等への参加を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、積極的に参加するものとする。

(守秘義務)

第12条 甲および乙は、本協定の締結および関連する取組において知り得た相手方の秘密事項を本協定の目的外に利用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。ただし、相手方の承諾を書面にて得た場合はこの限りではない。

2 甲および乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に規定する秘密保持の責務を負うものとする。

(情報交換)

第13条 甲及び乙は、災害時における飲料水供給および平時から行う地域防災力向上のための協力が円滑に実施できるよう、連絡先等必要な情報を定期的に相互に交換するとともに、重要な変更が生じたときは、その都度連絡するものとする。

(補償等)

第14条 甲は、この協定に係る業務に従事した者が、それらの業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、横浜市震災対策条例(平成10年2月横浜市条例第1号)第31条第1項の規定に基づき、補償するものとする。

2 甲は、この協定に係る業務に従事した者が、それらの業務を遂行するに当たり他人に損害を与えた場合(当該損害が当該業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合を除く。)において必要があると認めるときは、横浜市震災対策条例第31条第2項の規定に基づき、賠償するものとする。

(適用)

第15条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和8年3月24日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し、更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降もこの例による。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

令和7年3月24日

甲 神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地の10  
横浜市役所  
市長 山中竹春

印

乙 東京都港区港南一丁目6番31号  
品川東急ビル4階  
アクアクララ株式会社  
代表取締役社長 藤井靖之

印

## 飲料水の供給等の支援協力に関する要請書

令和 年 月 日

アクアクララ株式会社  
経営戦略室 殿横浜市 総務局危機管理室  
緊急対策課

「災害時等における飲料水の供給及び地域防災能力向上のための協力に関する協定」第5条の規定により、次のとおり要請します。

要請数量	飲料水：
引渡し希望日時	
引渡場所	
横浜市総務局 危機管理室 緊急対策課担当者	役職 氏名 電話
その他	

## 災害時における飲料水等の供給完了通知書

令和 年 月 日

横浜市 総務局危機管理室  
緊急対策課 殿アクアクララ株式会社  
経営戦略室

「災害時等における飲料水の供給及び地域防災能力向上のための協力に関する協定」第5条の規定により、次のとおり通知します。

供給数量	飲料水：
引渡し日時	
引渡場所	
アクアクララ株式会社 経営戦略室担当者	役職 氏名 電話
受領者	
その他	